

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和8年3月23日（月） 10:00～11:48

【場 所】 奥州市役所7階 委員会室

【出席議員】 (28名)

及川泰輔 岩渕英浩 小野寺勝 岩渕高紀 佐藤克也 佐藤永匡 菊地淳
千葉典弘 三浦秀夫 佐藤美雪 宍戸直美 菅野至 門脇芳裕 高橋善行
佐々木友美子 小野優 及川春樹 高橋晋 高橋浩 千葉敦 及川佐
菅原由和 飯坂一也 加藤清 千田美津子 阿部加代子 中西秀俊 今野裕文

【欠席議員】 なし

【出席者】 羽藤総務部長 高橋教育部長

梅田総務課長 松戸教育総務課長 千田都市計画課長

佐藤教育総務課長補佐

鈴木議会事務局長 千田議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

今野議会事務局総務係長

【次 第】

1 開 会

2 座長挨拶

3 協 議

(1) 協議事項

① 令和8年第2回奥州市議会臨時会の運営について

ア 市長提出付議事件について（報告2件）

イ 会期について（2日間）

ウ 議事日程第1号について

(2) 説明事項

① 議員報酬等について

② 政務活動費について

③ 議員互助会について

④ 市政調査会について

⑤ 議会広聴広報について

4 その他

5 閉 会

【概 要】

1 開会 (略)

ただきます。今回の説明につきましては、先ほど部長からもお話がありましたが、施工不良等の内容を含めて、もう一度最初から説明をさせていただきます。

建設を進めております奥州西学校給食センターにつきましては、施工不良の影響によりまして、工期延長がございました。

まず、説明する要点と結論を先に申し上げます。

工事の完成は、令和8年3月11日から、約1か月半遅れの令和8年4月30日となりますが、必要とされる準備期間、こちらを確保することで、給食提供開始時期につきましては、当初計画どおり令和8年2学期から開始できる見込みでございます。

また、国の交付金に手挙げをしておりましたが、工期延長により交付金が不交付となり、合併特例債に財源振替をする対応を行う予定でございます。

それでは、詳細の説明に入ります。

1、施工不良及び是正工事の内容です。

発生時期は、令和7年6月上旬です。基礎工事施工後、鉄骨柱を立てる際に埋設される柱脚のアンカーボルトの位置が本来の中心からずれる、芯ずれが確認されたものです。

下のスライドの青の破線が正規の位置で、アンカーボルト、鉄のボルトにずれが生じています。下のスライドが1箇所の写真で、その数は、69箇所中43箇所でございます。

鉄骨を立てる際、柱の通り芯を墨出し、位置をマークする作業ですけれども、それをした際に発覚いたしました。原因としては、柱脚基礎の専門業者がアンカーボルトの位置調整を誤ったこと、そして、コンクリートを流し込んだ際にアンカーボルトが押されて、正規の位置からずれたこと、そして、建築工事の元請けと下請けの施工業者間での施工管理体制の調整不足が原因として挙げられます。

この事態を受けまして、市では、直ちに施工業者に対し、厳重注意を行うとともに、当初工期内での完成を厳守するよう、早期の是正を強く指示いたしました。また、工事監理業者に対しても、管理体制の一斉の強化を指示したところでございます。

是正工事の内容は、スライドのように位置がずれたアンカーボルト周辺のコンクリートを撤去し、正確な位置に修正した後、コンクリートを再度打設します。そして十分な強度をしっかりと確認した上で、鉄骨柱を建て込みます。

ここでの遅れは、今後の工程の遅れに直結することから、考えられる手だてを尽くすよう指示し、作業機会を増やし、岩手県外へも働きかけて作業員の増員、そして現場の施工管理体制も複数体制に強化しながら対応したところですが、6月18日から、8月12日まで約2か月間の期間を要し、後続の工程に影響が生じました。

次に、2、工期延長の経緯についてご説明します。

当初の引渡し予定は、令和8年3月11日です。8月12日是正工事完了後、市として、施工業者、監理業者に対して、この2か月の遅れをいかにして取り戻すかあらゆる方策検討を実行するよう強く求めながら、連携して進めました。

建設業界の慢性的な人手不足や労働時間の規制によりまして、人員の継続的な確保が困難な状況でしたが、可能な限りの土日祝日の作業や、作業員増員の手配など、工期短縮に向け最大限の努力を持って対応してまいりました。

しかしながら、関係者間の協議で工事の進捗を精査した結果、当初の工期内での遅れを取り戻すことは困難と判断したところでございます。これにより、変更後の引き渡しは、令和8年4月30日

となったものです。

続きまして、次のページ、3、対応状況、変更契約と国との交付金の協議結果等についてでございます。

変更契約等についてですが、1月16日の全員協議会において、今回の施工不良に係る工期延長についてご説明をいたしました。そして、2月議会定例会において、事業の繰越し及び建築工事・電気設備工事の変更契約のご議決をいただきました。そして、今週の3月議会臨時会において、2月議会の際に協議中としておりました機械設備工事の変更契約に係る専決処分を報告させていただく予定です。

続きまして、県を通じて国と協議をしておりました財源についてです。

財源につきましては、国の交付金に手挙げをしておりました。今回、令和7年度分として配分された交付金は、年度内に工事完了できない場合、2億1,455万円が不交付となります。これは、当該交付金が、国の令和6年度予算からの繰越事業であるため、制度上、再度の繰越は認められないことによるものです。

市では、交付金の確保に向けて、県教育委員会を通じて、部分完了の手続きや、事故繰越の手続きなど、可能な協議を国に対して粘り強く行ってまいりました。

部分完了とは、年度内の工事完了部分が、交付金の交付目的を満たす状態になっているか否かで交付の可否を判断するものです。そして手直し工事や検査等を除く新築工事部分、ここは3月末までに完成する見込みでしたので、その完了をもって部分完了と認められるよう、協議をしたものでございます。

事故繰越は、災害など予見しがたい事故によりまして、年度内に工事完了ができなかった場合、翌年度へ繰越しが認められる制度です。今回の施工不良が、予見しがたい事態に起因するものとして国に説明をしてまいりました結果、①、部分完了につきましては、年度内に建築、電気、機械の工事の完成検査が行われなければいけないという条件が国から出されまして、交付対象になりませんでした。そして、並行して協議しておりました、事故繰越については、今回の施工不良による工期延長は、避けがたい事故に当たらないという国の判断により、こちらも交付が認められなかったものです。

以上の経過から、令和7年度分として配分された交付金2億1,455万円の不交付が決定したものでございます。

前回の説明では、この令和7年度分の交付金についてご説明しましたが、新たにご報告と、さらなるお詫びを申し上げなければならないこととなりました。

それは、令和7年度の工事未完了を理由として、令和6年度分の交付金も不交付となるとの通知があったものでございます。

この工事は、令和6年度から7年度の継続事業でございます。対象事業の交付目的の完了が認められなかったため、令和6年度分として配分された交付金9,464万円も併せて不交付となる旨の連絡が、令和8年3月11日に県を通じて入ってまいり、これにより、合わせて3億919万円の交付金が不交付となってしまいました。

想定外のこととはいえ、重ねてご負担とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳ございません。

不交付となった交付金の財源について、次に説明をさせていただきます。

交付税措置のある合併特例債を充当することとしまして、3月臨時会において、交付金から起債

への組替えと事業費確定による歳出予算の減額補正を行います。

なお、交付金から合併特例債に振り替えることによる、実質的な一般財源の負担は、約1億3,700万円となる見込みでございます。

次に、(3)、施工不良を原因とする追加経費の負担について、説明します。

建築工事を原因とする工期延長に伴いまして、電気設備と機械設備のそれぞれの工事に追加費用が発生しますので、その追加費用と、それから従来の工期である3月11日から遅延した4月15日までの損害賠償金を、建築工事請負業者に負担を求める覚書を締結し、約726万円を請求します。

また、建築工事分に係る施工不良による是正工事費用及び工期延長に伴う追加費用は、建築工事業者に対しては支払いません。

なお、不交付となった交付金の損害賠償請求についてですが、顧問弁護士と相談いたしまして、その結果、契約の時点で年度内の工事完了が交付金受領の条件であるということを受注者である建築請負業者が、知り得なかったということから、法的に判断して請求は極めて困難との判断を出されたことから、受注者への賠償請求は求めないということとしております。

次に、受注者へのペナルティについてです。

工事完了後、市の部長級で構成します工事請負業者資格審査委員会に諮りまして、奥州市営建築工事に係る指名停止措置基準に基づいて厳正に対応してまいります。

次に、4、工期延長後の給食提供開始までのスケジュールについてです。

工事の進捗状況は、3月末で建築工事99.8%、電気設備工事99.9%、機械設備工事99.8%、太陽光発電設備工事は100%、外構工事は58%の見込みでございます。

今後のスケジュールは、4月末の物件引渡しの後、5月から8月下旬にかけての準備期間で、職員研修、調理設備試運転、調理・洗浄・配送トレーニング等の準備を行います。

当初計画に比べまして、準備期間が約1か月短縮しますが、必要とされる準備期間を確保することで、給食の提供開始は当初の計画どおり令和8年2学期からスタートいたします。予定どおり、新しい学校給食センターの給食を提供できる見込みでございます。

次に、5、全体スケジュールでございます。

こちらは、今後のスケジュール、1月からのスケジュールを表にまとめたものでございます。

そして、6、契約状況の一覧です。

こちらにつきましては、建築工事に始まりまして、監理業務まで、それぞれの工種等、受注者、契約額、そして工期をまとめたものでございます。

以上が（仮称）奥州西学校給食センター新築工事の工期延長に係る対応の説明でございます。

以上です。

○座長（加藤清君） 説明は終わりました。ご質問はございませんか。

15番、佐々木友美子議員。

○15番（佐々木友美子君） 15番、佐々木です。2点お伺いします。

今の資料の2ページの3番、(3)のところで2点ですけれども、1点目は、覚書を締結し、726万円の支払いを請求するとありますけれども、今回の臨時議会で専決処分で報告されるのが、900数十万円ということで、この差が200万円ほどあるのですけれども、その200万円の差については、どのように考えればいいのかということをお伺いします。本来であれば、工期延長に伴って、900数十万円の専決であれば、その金額を請求できないのかという疑問です。

2点目は、国の交付金が不交付になった件で、損害賠償請求ができないという理由に、受注者が

知らなかったということについてですけれども、結果的に差し引きで1億3,000万円ほど一般財源で出さなければいけないのは、これは市民の税金でありますので、業者のミスによって起きたことによって、市民の税金の予算から1億3,000万円新たに出さなければいけないということになるわけなんです。この受注者が知らなかったという状況に対して、市職員の方々いろいろ大変だったとは思いますが、行政的な責任というのが、やはりあるのではないかと思います。

そういうのを調べて知らせるべきで、そのことについてはどのように市民に説明されるのでしょうか。行政的責任が、そこには存在、受注者のみで片付けてしまっているのかということについてお伺いします。

○教育総務課長（松戸昭彦君） それでは、私からは最初の賠償金の726万円と、専決で出される919万6,000円の差の部分についてご説明をしたいと思います。

まず、この追加費用の726万円でございます。こちらにつきましては、建築工期が延長されたことにより追加費用として、建築工事とそれから機械設備工事に、それぞれ追加の費用を建築業者から支払ってもらうというような形としております。今回、電気設備工事については、726万円のうち、365万円ほどの電気設備工事に、そして機械設備工事については、360万円ほどの追加費用を建築業者に負担をする覚書を交わしたというものでございます。ですので、先ほどお話がありました、今度専決報告します機械設備工事の増額919万6,000円のうち、追加費用に当たるのが、360万円ほどでございます。そうするとその差、約500万円の金額については、変更契約で、今回の内容としては、厨房の排気フードの変更がございまして、その増分がこの中に入っておりますので、変更の増分と、それから工期延長による追加経費、これを合わせた金額が今回の変更になるというものでございます。

○座長（加藤清君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 私からは2点目のことについてご説明をさせていただきたいと思えます。まずもって今回合併特例債への振替え、そして、一般財源負担額が新たに1億3,700万円となりましたこと、私からも改めてお詫び申し上げたいと思えます。

こちら、損害賠償請求についてでございますが、損害賠償請求、大きく分けて3通りあると考えております。

まず1つが、契約書に基づくもの。こちらにつきましては、工期が遅れたことによりまして、何%と決まっているものでございます。こちらの方につきましては、契約書のとおり請求をさせていただくこととなります。そして契約書にない部分につきましては、一般法である民法に基づき、損害賠償を行うこととなりますが、民法に定める損害賠償には2通りございます。

1つが、通常生じる損害というものでございまして、例えば工期が遅れて利用の開始が遅れたことによる、本来受けるはずであった利益であるとか、あと追加で発生する費用でございます。これがいわゆる通常生じる損害といわれるものでございまして、こちらにつきましても業者の方には請求をさせていただくということとなります。

民法の方ではもう1つ規定がございまして、特別な事情によって生じた損害と言われております。今回の交付金が入らなくなったことによる損害というのは、特別な事情によって生じた損害と顧問弁護士さんの方からアドバイスを受けたところであり、そういった損害につきましては、ちょっと請求するのは極めて困難であると言われた内容でございまして、こちらの方につきましては、市の方が負担するというような形になるものでございます。

この案件につきましてはちょっと、具体的にまだ方法の検討は行っておりませんが、何らかの方

法で市民の皆様にお知らせしたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○座長（加藤清君） 説明は、終わりましたけれども、どうぞ。

○15番（佐々木友美子君） あとはいいです。議場で。

○座長（加藤清君） その他。21番、及川佐議員。

○21番（及川佐君） ちょっとよく分からないところあるので、お聞きしますけれども、この左側のページの④、結局、合併特例債を使ってそれでも一般財源は約1億3,700万円。3億ほどの赤字といえますか、負担が生じたわけですね。それを交付金に替えたのでっていくということは、本来他のものに使えるものなわけで、実質これに充ててしまうとこの分は他に使えなくなるという、その何ていうか制約が出てきますよね。ですから、実績3億円、一般財源が1億3,700万円だけれども、3億円ほどの負担と考えていいのかどうか。今言った直接的な損害賠償とかそういうことではなくて、市民に説明する場合はその辺が、3億円なにがしの、要するに今まで予定しないものが増えてしまったという説明が必要じゃないかと思うのですが、その辺はどのようにお考えなのかを伺います。

○座長（加藤清君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。及川議員の方からご指摘のありましたこと、そのとおりでございます。今質問の中では交付金といった言葉が使われておりましたが、合併特例債の方に振り替えるということとなりますので、本来3億円分、合併特例債を活用して、何らかのことができたにもかかわらず、今回その分の枠を使ってしまったというのはそのとおりでございます。その辺もしっかりと市民の皆様に分かりやすく伝えられるようにしたいと考えてございます。

○21番（及川佐君） もう1点伺います。

○座長（加藤清君） 及川佐議員。

○21番（及川佐君） 先ほどの関連の質問でもあったんですが予想できなかったっていうか、その位置がずれてしまったっていうことは、これは本来あってはいけないその初期的なミスと私は思っていたのですが、そうじゃないようにも聞こえたんです。これはどのようにお考えなのかをお伺いします。

○座長（加藤清君） 千田都市計画課長。

○都市計画課長（千田充君） 先ほど施工ミスの部分について議員さんから発言があったと思うんですけど、基本的な初期のその位置ずれの部分が、初期的なミスではなかったかというようなお話だったと思うんですけど、こちらの方としてもその部分の基礎の部分ですごく異常な形でミスが出るとは私どもの方も思っていなかったという形でございます。

基本的にはうちの方としても、事前にコンクリートを打設する前に、監理業者も含めて段階確認を行って打ったにもかかわらず、これだけのずれた芯ずれの箇所が多かったというのは、この部分については想定ができなかったという形のものでございます。

以上です。

○座長（加藤清君） 議案審議の中で、以後についてはご質問いただければと思いますので、ご了承賜りますようお願いいたします。よろしゅうございますか。説明は終わりました。質問ございませんか。

25番、千田美津子議員。

○25番（千田美津子君） 1点だけ確認したいと思います。

損害賠償請求には2通りあるという先ほどの質問の答弁でしたけれども、その中で特別な事情によるものに相当するというところでありますけれども、本来これは様々あっても工期が遅れたということで、1番目の通常の部分になり得るんじゃないかと。普通、様々他の工事もあるわけですが、交付金が年度内に終わらなければ入らないというのは通常でもあるんですよね。ですから、初めてやる業者さんでも全くないと思います。そういった意味で、一定の理解のもとに契約が取り交わされているはずですから、これらは知らなかったとかそういう問題ではないのではないかなと思うわけですが、これが、1番目の工期が遅れたと、そちらに入らないことが確定するのかどうか、私はここが疑問なんですけれどもその点どのように判断されているか、お聞きしたいと思います。

○座長（加藤清君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 特別な事情によって生じた損害についてでございました。

感覚的には私も同じ思いで、何とか請求はできないものかなと心の中では思っているところでございます。

弁護士に相談した際には、契約書であるとか今回の全体の工事、これらの資料をすべて弁護士さんの方にお見せした上で、そのように判断されたというところでございます。

あと、通常の市営建設工事であれば、交付金の対象になっているのを業者は知っているのではないかといたようなところについてはございますが、これまでも大方の事業は交付金等で実施しているのはそのとおりでございます。ただ、業者から言いますと、この交付金はその国の方の制度で繰越してこれ以上繰越しできないもの、あるいは令和6年度に交付決定があつて、要は、国の方の令和6年度の予算で交付決定を受けて、もう最初から繰越し前提で行われた事業であり、これ以上繰越しできないものであるということ、業者がそこまで知り得なかったといったようなところも特別な事情によって生じた損害というふうに認定されたものと考えてございます。

説明は以上でございます。

○座長（加藤清君） 25番、千田美津子議員。

○25番（千田美津子君） あとは議場でやります。

○座長（加藤清君） 17番、及川春樹議員。

○17番（及川春樹君） 17番、及川です。

2ページの(3)、いわゆる追加経費の負担の部分で損害賠償金を建設工事受注者に負担を求めるといような内容なんですけれども、実際3ページにある監理業務されているAIS・千田設計共同体さんには、何かしらそのような請求はされないのかお聞きしたいと思います。

○座長（加藤清君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 監理業務、設計業務の部分の団体に対して、賠償請求はしないのかというところでございます。

こちらにつきましては、今回の是正工事の確認の流れのところ、まず下請けが施工した後に、元請けで検査を行いました。そして、その検査を監理業者の方で立会検査をしております。その立会検査の後に市の方に報告というような形で、一連の確認作業はされておったんですけども、その確認作業の立会検査の後に、下請け業者の独自の調整が行われたことによりまして、今回の不具合も発生したというような経過もございますので、この監理業者についても、知り得なかった部分というような形となっておりますことから、監理業者に対しては請求はしないというような形でございます。

○座長（加藤清君） 17番、及川春樹議員。

○17番（及川春樹君） 17番、及川です。

ちょっと整理させていただきたいんですけども、言うなれば下請け、元請けさんがいて最終的にはその監理業務をされている方が最終チェックをされるのが普通だと思うんですけども、今の話ですと、下請けの方がその検査後に何かしらの作業を行ってずれてしまったというような認識でよろしいのでしょうか。

○座長（加藤清君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） そういう認識でよろしいです。

○座長（加藤清君） 28番、今野議員。

○28番（今野裕文君） 28番、今野です。そういうことはあっていいんですか。ますますおかしいんじゃない。

○座長（加藤清君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 今回のこの基礎工事についてなんですけれども、こちらの方はこの下請けの事業者が柱脚材の大臣認定の指定を受けているものでございまして、施工責任を伴うということで、最終的な判断はそういった調整をその下請け業者がやるのが可能となっております。

ですが、そのチェックした後、そこでまた、再度この元請けですとか監理業者、こちらの方で再チェックをすれば、不具合は防げたと思われそうですが、今回そのような手作業が入りましたのは、そういった大臣認定の施工業者の作業というところの特殊的な事情があったものでございます。

○座長（加藤清君） 28番、今野議員。

○28番（今野裕文君） よく言っている意味が分からないんですけど、どういうことなのそれ。

○座長（加藤清君） 千田都市計画課長。

○都市計画課長（千田充君） 一応ですね、下請け業者が入ったということで、基本的には、皆さんお分かりのとおり元請けも監理業者も入って、あと市の担当者も入って1度チェックしたものに手を付けるというのは、やっぱりいけないという形でございます。

基本的には今回それをやった後に下請け業者の方が、一応元請けの方に入るからねという話で、確認をするということで、入ったような形で調整に入ったということは、私たちも事後に分かったことでございまして、その部分、うちらの方のチェックが入ってから、下請けの業者の方がチェックに入ったということは、基本的にはこちらの方に報告しなければいけなかったことなんですけれども、そういった報告がなかったということで、あとそのままコンクリート打設をしてしまったということでございますので、基本的にはそういったことがあっては現場の確認のチェックがいけなかったという形の方に工事担当の方では感じているところです。

以上です。

○座長（加藤清君） よろしいですか。19番、高橋浩議員。

○19番（高橋浩君） 19番、高橋浩です。

いろいろ問題点ですとか出されておりますけど、私が思うのは、さらに6月に発覚して、説明が1月16日にあり私たちが知ったわけですけども、この間に、色々先ほどの説明された中で色々対策されていたようにお聞きしました。

しかしながら、これが私たちの耳に入ったのは年が明けて1月16日だったということに、正直言いまして私もちょっと驚きを隠せないところで、その間にも、工事の進捗状況と全協でも確か、報告がなされていたかと思うのですが、その時にはこのようなことはもう既に発覚していたにもかか

ならず、議会の方には話がなかったということをごどのようにお考えなのか。そして、今後どのように対応されるのかお尋ねします。

○座長（加藤清君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 事案の発覚から議員の皆様にお知らせする時期、遅いのではないかとといったようなお話でございました。こちら、このことにつきましては本当に反省しております。報告が遅くなり、本当に申し訳なく思っております。

その期間も、学校給食センターを建築しているけれども大丈夫なのかといったような質問、その間も何度となくされたところがございます。その都度、若干工事の遅れはありますが予定どおり給食提供できるように頑張っておりますとといった答弁をした記憶もございます。

いずれ今回の案件につきまして、まずは工期内に完成するように、様々な手だてを尽くしていたところではございますが、このことを議員の皆様へ報告が遅くなってしまったことにつきましては、お詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○座長（加藤清君） よろしゅうございますね。説明は終わりました。ご質問ございませんか。

< 「なし」との声あり >

○座長（加藤清君） よろしいですね。質問を終結いたします。説明者退席のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### イ 会期について（2日間）

#### ウ 議事日程第1号について

○座長（加藤清君） それでは、次に、イ、会期について、ウ、議事日程第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木常義君） 以降について事務局よりご説明申し上げます。

初めに、会期についてです。令和8年第2回奥州市議会臨時会予定表をご覧ください。本臨時会の会期は、3月26日木曜日と27日金曜日の2日間としてよろしいかと諮りいたします。

なお、議長が選挙で決定されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっており、年長議員であります加藤清議員に臨時議長を務めていただきます。

議事の進行上、臨時議長が仮議席の指定を行います。

議長が投票で決定しますと、議長が登壇して就任の挨拶を行った後、臨時議長は自席に戻り、議長が議長席に着席し、以降の議事進行を行います。

続きまして議事日程第1号についてご説明いたします。

日程第1、議長就任希望者の所信表明ですが、前回から議場で行うこととしたものです。仮議席番号順に演壇で表明していただきます。

日程第2、議長の選挙については、臨時議長が進行いたしますが、全員に投票用紙を配付した上で、仮議席順に1人ずつお名前をお呼びしますので、自席から記載台に移動して記入、投票箱に投票、自席に戻るといった進行でお願いいたします。投票は無記名投票となります。投票は投票用紙に被選挙人1人の氏名を記入してください。白票は無効、同姓のものが複数いる場合、姓、名字のみ

を記載したものについては無効となりますので、フルネームで正確に記載されるようお願いいたします。

開票の際の立会人は、日程第6で説明いたしますが、会議録署名議員を除く2人となっていることから、今回は4番、岩淵高紀議員と5番、佐藤克也議員にお願いする予定でございます。

投票後開票、選挙結果の報告、当選者への告知、当選者の就任挨拶で選挙は終了となります。

続いて、日程第3、議席の指定ですが、議長が議席の指定を行います。

日程第4、副議長就任希望者の所信表明は、議長の際と同様に行います。

日程第5、副議長の選挙。議長選挙と同様に投票を行います。

副議長が決まった後に、日程の追加を行い、議席の一部変更を行います。

これは、議会運営要領第13により、議長の議席は、議長席から見て最後列の左端、副議長が最後列の右端と議席が決まっていることから、正副議長が決定したことにより、一部議席の変更を行うものであります。

ここで休憩を取りまして、席の移動を行っていただきます。ここまですつきましては、当局、市側市長含め、一切の入場はございません。議員さん方のみでここまでは進めてまいります。

再開から、市長、それから当局職員が入場します。

日程第6、会議録署名議員の指名です。

会議録署名議員は3名のため、初議会から議会の都度3名ずつローテーションとし、今回は1番、及川泰輔議員、2番、岩淵英浩議員、3番、小野寺勝議員をお願いいたします。

日程第7は、会期の決定。2日間となります。

日程第8、諸般の報告。議長から報告2件の送付があった旨の報告と、市長から所信表明の申し入れが入る予定でございます。ただし、質疑は行いません。

日程第9、報告第1号、工事請負契約の変更に係る専決処分の報告。

日程第10、報告第2号、自動車損傷事故の損害賠償に係る専決処分の報告。

以上の2件については質疑のみとなります。

以上で1日目の臨時会は終了となります。

続きまして、今資料を配信しますけれども、会議終了後の予定について申し上げます。少々お待ちください。

ただいま資料を配信いたしました。が、会議終了後に、1回目の会派代表者会議を開催いたします。内容は、議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任について協議いたします。

続きまして、全員協議会を議員控室で開催します。内容は、議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任結果の報告並びに議長による指名を行います。

続きまして、議会運営委員会、各常任委員会を開催いたします。内容は、正副委員長の互選、議会広聴広報委員の選出、市政調査会幹事及び監事の選出について協議いただきます。

続きまして、2回目の会派代表者会議を開催いたします。内容は、議会広聴広報委員の議長指名委員、それから行政事務組合議員、監査委員の選任について協議いただきます。

続きまして、全員協議会を開催します。

内容は、議会運営委員会、各常任委員会の正副委員長の報告、議会広聴広報委員の報告、市政調査会役員の報告、行政事務組合議員、監査委員の選任協議結果の報告をいたします。

引き続きまして、市当局から翌27日の会議に追加提案を予定する議案の説明が予想されます。内容によっては全員協議会の開催も予定されますのでお願いいたします。

なお、人事案件については、非公表となることから、議員説明会となります。

議員説明会終了後、会派代表者会議を開催します。内容は、議員互助会幹事、監事の選任と会派室の割当て等について協議する予定となっております。

以上のおとり取り進めることについてお諮りいたします。

○座長（加藤清君） 事務局の説明は終わりました。ご質問ございませんか。

26番、阿部加代子議員。

○26番（阿部加代子君） 26番、阿部加代子です。

議会運営委員会も兼ねているわけですよね。専決処分にされる報告第1号及び報告第2号を常任委員会決定後には持ってこられないでしょうか。

○座長（加藤清君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木常義君） 申し訳ございません。常任委員会決定後というのは、互選が終わってからということでしょうか。

○座長（加藤清君） 26番、阿部加代子議員。

○26番（阿部加代子君） 26番、阿部です。例えば、翌日の27日に行われます議案審議には持ってこられないのかお伺いしたいと思います。

○座長（加藤清君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木常義君） 一応報告案件については、臨時会、定例会もそうなんですけれども、初日に一番早い時間で報告を行うということから、今回はこの時間帯、会期の初日に行おうということで、当局とは日程を調整したものでございます。

○座長（加藤清君） 26番、阿部加代子議員。

○26番（阿部加代子君） ただいま全員協議会でもご説明いただいたんですけども、専決処分の報告のみで議案審議をされるようなんですけれども、様々今疑問が出ておまして、そういう疑問が本会議場のみの議論で納得できるのか。また、皆さん理解ができるのか。また市民の理解を得ることができるのかというところで問題があったと思うんですけども、その点、何かこう、ご配慮できないのかお伺いしたいと思います。

○座長（加藤清君） ここで暫時休憩を取ります。11時10分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○座長（加藤清君） 再開いたします。

それでは、事務局から説明を賜ります。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木常義君） 先ほどいただきました報告案件を翌日の議案に、報告事項にできないかということにつきましては、やはり報告事項は議会の初日に行うことが基本かと思えますし、また、内容につきましても今回は工期の延長と増額という内容になっていますので、そのように初日に取り扱いたいと思います。

皆さん今お話があり質疑を深めていただいたその工事関係の部分、それから交付金等の関係につきましては、翌日提出予定の補正予算等におきまして、財源の組替え等の内容も含んだ補正予算となっておりますので、26日の議会後の全員協議会等でもご質問できる時間を取れるかと思えますのでそのように取り進めさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○座長（加藤清君） 説明は終わりました。よろしいですか。質問等ありますか。

< 「なし」との声あり >

○座長（加藤清君） それでは、質問を終結いたします。

それでは一つ一つ決めてまいります、まず、会期についてお諮りをいたします。

市民の要望に応える議会の体制を早期に整え、市長から提案のあった議案等を審議するため、会期は3月26日及び27日の2日間とし、配信をしている臨時会予定表のとおりとすることにご異議ございませんか。

< 「異議なし」との声あり >

○座長（加藤清君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、臨時議長であります、これは地方自治法の規定により、年長の議員がその職務を行うということでご了承いただきたいと思っております。

次に、仮議席の指定であります、議会運営要領にも所定の定めがありますので、事務局の説明のとおりで了承することにしたいと思っております、これにご異議ございませんか。

< 「異議なし」との声あり >

○座長（加藤清君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、議事日程1号についてであります、議長選挙、副議長の選挙についての手順等について、ご異議ございませんか。

< 「異議なし」との声あり >

○座長（加藤清君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、開票立会人は、4番議員と5番議員とすることにとすることによろしゅうございますか。

< 「異議なし」との声あり >

○座長（加藤清君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、会議録署名議員の指名について、初議会から3人ずつのローテーションという説明がございました。1番議員から3番議員までとすることにご異議ございませんか。

< 「異議なし」との声あり >

○座長（加藤清君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程第9以降の、市長提出議案等の審査の仕方、今回は報告2件となります、その審議の仕方については、議会事務局説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

< 「異議なし」との声あり >

○座長（加藤清君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、議会運営委員会及び常任委員会の委員の選任から、正副委員長の互選までの流れについてであります、事務局説明のとおりとしてご異議ございませんか。

< 「異議なし」との声あり >

○座長（加藤清君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

お諮りをいたします。冒頭にもお話をしましたが、臨時会に関することにつきましては、本日のこの会議をもちまして議会運営委員会に代えたいと思っております、これにご異議ございませんか。

< 「異議なし」との声あり >

○座長（加藤清君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、3月27日以降につきましては、26日に選任される委員でもって議会運営委員会が開催されますので、その旨をご了承願います。



(以下略)